

新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正	条例の有効期限を1年延長し、令和4年3月31日までとする。
新十津川町後期高齢者医療に関する条例及び新十津川町債権管理に関する条例の一部改正	後期高齢者医療の保険料等に係る延滞金の割合を0.1%引き下げる。
新十津川町国民健康保険税条例の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の減額対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を引き上げる。 (現行) 33万円 (改定後) 43万円 軽減基準額は、被保険者のうち一定額以上の給与所得者と公的年金等の収入がある人の合計数から1を引いた数に10万円を乗じた額を算算する。 (改定後) 7割軽減基準額 基準額 (43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 5割軽減基準額 基準額 (43万円) + 28.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 2割軽減基準額 基準額 (43万円) + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
令和2年度一般会計補正予算 (第10号)	<p>歳入歳出それぞれ1億346万5千円を追加し、総額を100億7802万6千円とする。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校にエアコンを整備 4225万1千円 ・ 新庁舎、ゆめりあ、保育園等に抗菌剤を塗布 2715万4千円 ・ GPS付き田植機、ドローン購入費を補助 1800万円 ・ 吉野地区活性化センターのボイラーを更新 640万2千円 ・ ゆめりあに教育委員会が移転するため事務所を改修 400万円
令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	<p>歳入歳出それぞれ64万円を追加し、総額を1億1868万9千円とする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正に伴う保険料システム改修の委託業務経費 64万円
令和2年度下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	<p>歳入歳出それぞれ135万9千円を追加し、総額を1億9732万5千円とする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料の増加による消費税納付金の増額 135万9千円
公の施設の指定管理者の指定	<p>新十津川町アートの森彫刻体験交流促進施設 (かぜのび)</p> <p>指定管理者 一般財団法人 風の美術館 代表理事 藤島 保志</p> <p>指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日</p>
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告	令和元年度の学校教育と社会教育の施策目標に対する達成値、現状分析、課題点、次年度への重点的取組及び教育委員会の活動状況等の報告

◆ 令和3年 第1回臨時会 ◎ 1月15日

議 件 名	内 容
令和2年度一般会計補正予算 (第11号)	<p>歳入歳出それぞれ589万7千円を追加し、総額を100億8392万3千円とする。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスワクチン接種事業 589万7千円